

2025 年度事業計画書

I. 基本方針

1. 輸出取引秩序の確立
2. 不公正な輸出取引の防止
3. 組合員の共通の利益を増進するための活動

以上の基本方針を基に、組合員共通利益の増進と繊維品輸出貿易の健全な発展を図ることを目的に、組合としての機能を高め効率的な事業活動に積極的に取り組むこととし、下記の事業を実施する。

II. 現下の環境

わが国では人口減少により繊維品の需要拡大が難しい中、世界の繊維需要は人口の増加で成長が見込まれている。また、我が国の繊維品輸出に係る貿易制度では、2022 年 1 月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定などの EPA（経済連携協定）が 2024 年 12 月現在で発効もしくは署名済みが 21 の国と地域、また交渉中もトルコ、コロンビア、日中韓、バングラデシュ、GCC、UAE の 6 つの国と地域となっており、制度面において貿易環境が整備されつつある。

しかし、我が国の繊維産業は長期にわたり海外への移転が続き、国内の繊維品の生産能力は縮小傾向にある。更に、2025 年 1 月に発効した米国の第二次トランプ政権の外交政策による貿易や関税への影響など、世界経済の先行き不透明感が増す中、輸出支援や海外市場の開拓が課題となっている。

こうした環境の下、組合活動の効率性と実効性をこれまで以上に高め、輸出環境の改善や組合員に共通した問題への対応、情報の収集・分析と発信、種々のセミナーや研修会の開催、また、組合員相互及び内外関係機関並びに輸入組合との事業を継続強化し、組合員のニーズに適応した実効的な事業を行う。

III. 2025 年度における主要事業活動

組合員へのアンケート調査結果をもとに本年度は主に次の事業活動を行う。

1. 輸出秩序の維持

繊維貿易の安定的発展のため、不公正な輸出取引を防止し、秩序ある輸出の維持を図ることを目的として、これら繊維品の輸出取引において問題が発生した場合は、直ちに組合として問題の解決に向けて対応する。また、繊維貿易に係る国際ルールなど関連情報を収集し、組合員へ情報を提供して円滑な輸出取引に資する。

2. 輸出環境の改善に関する活動

- (1) RCEP(地域的な包括的経済連携)協定並びにアセアン諸国や EU との EPA など発効済の EPA に係る諸問題に関する建議
- (2) バングラデシュの後発開発途上国卒業後における EPA 早期締結・発効に関する建議
- (3) EPA に関する情報発信と相談窓口機能強化
- (4) 時限立法である関税暫定措置法第 8 条(加工再輸入減税)が 2026 年 3 月末で適用期限となるため適用期限延長を要望
- (5) 関税暫定措置法第 8 条(加工再輸入減税)等の事務手続き等に関する建議
- (6) 内外の通関手続きなど貿易に関する手続きの簡素化と運輸・港湾などの物流問題に関する建議
- (7) 輸出繊維製品の安全保障貿易に対する取り組み
- (8) 内外の税制、商標、品質表示や貿易に関する諸制度に関する対応
- (9) 組合員の輸出における共通した問題への対応

3. 内外情報や資料の収集と調査広報

- (1) 中国、ベトナムの繊維産業や関連情報の収集と広報

- (2) アセアン諸国、インド、バングラデシュ等の繊維産業や関連情報の収集と広報
 - (3) EPA、FTA 等の情報発信と相談窓口機能の強化
 - (4) 輸出振興に資する海外市場の開拓に関する情報収集と発信
 - (5) 中国、東南アジアへの輸送円滑化のための情報発信
 - (6) 我が国の繊維輸出統計の作成と組合員への提供
 - (7) 繊維産業における CSR(企業の社会的責任)やサステナビリティに関する取り組みや啓蒙活動
 - (8) 通関情報処理システムによる輸出入データの代行処理と情報配信
4. 組合員企業の人材育成に資する各種研修会の開催と交流の実施
 - (1) WEB を活用、併用した貿易実務、繊維の基礎知識などの研修会並びに各種講演会、説明会、セミナー、港湾見学会などの開催
 - (2) 内外の繊維産業関係者による各国繊維産業に関する講演
 - (3) 組合員海外駐在員間の意見交換、交流並びにセミナー、研修会の開催
 - (4) CSR に関する情報発信と啓蒙活動
 - (5) 新年賀詞交歓会など組合員間の交流の促進
5. 原産地証明など証明業務
6. 海外関係機関等との交流
 - (1) 中国紡織品進出口商会との協議の継続
 - (2) 中国紡織工業連合会との連携
 - (3) ベトナム繊維衣料協会（VITAS）との連携
 - (4) 台湾紡織業拓展会（紡拓会）との連携
 - (5) 日中韓繊維産業協力会議への参加
 - (6) アセアン諸国、インド、バングラデシュ、トルコ等の各国駐日大使館や繊維関係機関等との交流と協力事業
7. CSR への対応
 - (1) 取引適正化の推進
 - (2) 「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」への対応
 - (3) 「繊維産業における外国人技能の適正な実施等のための取組」への対応
 - (4) 特定技能制度における繊維業の業種追加、および新たな「育成就労」制度創設に伴う関係当局への協力や対応
8. 環境・安全問題対応
 - (1) 撥水撥油剤など繊維に関連した化学物質規制等への対応
 - (2) カーボンニュートラル、カーボンフットプリント等に関する啓発
9. 物流問題への対応
 - (1) 「物流の 2024 年問題」への対応
 - (2) 「繊維産業における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」への対応
 - (3) 貿易取引に係るプラットフォームに関する情報収集と発信
9. 内外の展示会への参画
 - (1) 繊維の輸出振興を目的とした国内外の展示会への出展に向けた検討や調査など
10. 関係当局との折衝及び諮問と国内生産者団体等との交流
11. その他
 - (1) 組合員が行う関係当局への各種報告等への事務協力

＜本年度の事業強化項目＞

- (1) SDGs（持続可能な開発目標）など環境対応関連への取り組みや啓蒙活動、セミナーの開催
- (2) 日本繊維産業連盟の「責任ある企業行動ガイドライン」と繊維産業における外国人技能実習の適正な実施と取引適正化の推進への対応と協力
- (3) RCEP などの我が国と海外諸国との EPA に関する情報発信と相談窓口機能の強化
- (4) 発効済 EPA の協定内容や自己申告制度に関する問題点の明確化及び改善への働き掛け
- (5) 証明業務として繊維品輸出業者の輸出取引の便益に供するための原産地証明書の発給
- (6) 繊維産業における物流問題に関する対応
- (7) 組合員の中国やアセアン諸国での内販拡大に向けた情報の収集と支援
- (8) 日本と中国やアセアン諸国などとの繊維貿易の緊密化に伴い、これらの地域の繊維産業や貿易環境などの調査と輸出の安定と発展のための協力と支援事業
- (9) ベトナムでの組合員駐在員間の情報交換、並びにセミナー、交流会などの開催
- (10) バングラデシュの後発開発途上国卒業後に伴う EPA 早期発効に関する建議
- (11) バングラデシュ関係団体との EPA に係る情報交換および意見交換
- (12) 2026年3月末で適用期限を迎える関税暫定措置法第8条(加工再輸入減税)の適用期限延長の要望

以上